

平成30年3月19日

大阪府議会議長 大橋 一功 様

大阪府議会議員

花谷 充 愉	今西 かずき	岩見 星光
徳永 慎 市	朝倉 秀 実	冨田 忠 泰
しかた 松 男	田中 一 範	西 惠 司
釜中 優 次	みつぎ 浩 明	奴井 和 幸
原田 こうじ	豊田 稔	奥田 悦 雄
吉田 利 幸	うらべ 走 馬	西川のりふみ
吉村 善 美	橋本 邦 寿	杉本 太 平
原田 亮	西野 しげる	冨山 勝 成
松本 直 高		

議案の訂正について（依頼）

平成30年3月2日に提出いたしました議員提出第2号議案「大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付条例制定の件」につきましては、下記理由により一部訂正いたしたいので許可されるようお願いいたします。

記

（訂正理由）

教育常任委員会での審査における御指摘等を踏まえ、金額等に係る条文の一部を訂正することとしたため

（訂正箇所）

別紙のとおり

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付条例の一部を次のように訂正する。
 次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>(授業料の額) 第四条 (略) 2 標準授業料の額は、<u>通信制課程にあつては</u>単位当たり一万三十二円、それ以外にあつては六十万円とする。</p> <p>(補助限度額) 第六条 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額に応じて、生徒一人当たりの補助額(以下「補助限度額」という。)を定める。</p> <p>2 (略) 一 通信制課程の生徒であつて保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額(以下この項において「所得割合算額」という。)が二十五万七千五百円未満のものにあつては、授業料の額から就学支援金として交付する額として知事が別に定める額(以下この項及び第七条において「支援額」という。)を控除した額 二 通信制課程の生徒以外の生徒にあつては、以下の方法により計算した額 イ 保護者等の所得割合算額が二十五万七千五百円未満の生徒にあつては、授業料の額から支援額を控除した額 ロ 保護者等の所得割合算額が二十五万七千五百円以上四十一万八千五百円未満の生徒にあつては、授業料の額から支援額及び二十万円を控除した額 ハ 保護者等の所得割合算額が四十一万八千五百円以上五十万七千円未満の生徒にあつては、授業料の額から支援額及び四十八万一千二百円を控除した額 3 保護者等の扶養親族である子(十八歳未満の子又は高等学校等若しくは大学等に在学する子に限る。次項において同じ。)が二名の生徒の補助限度額については、前項ロの「二十万円」とあるのは「十万円」と、同項ハの「四十八万一千二百円」とあるのは「三十万円」とする。 4 保護者等の扶養親族である子が三名以上の生徒の補助限度額については、第二項ロの「支援額及び二十万円」とあるのは「支援額」と、同項ハの「四十八万一千二百円」とあるのは「十万円」とする。</p>	<p>(授業料の額) 第四条 (略) 2 標準授業料の額は、六十万円とする。</p> <p>(補助限度額) 第六条 府は、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額に応じて、生徒一人当たりの補助額(通信制課程の生徒にあつては、単位当たりの補助額。以下「補助限度額」という。)を定める。</p> <p>2 (略) 一 通信制課程の生徒にあつては、単位当たり一万二千円 二 前号以外の生徒にあつては、以下の方法により計算した額 イ 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額(以下この号において「所得割合算額」という。)が十五万四千五百円未満の生徒にあつては、授業料の額から就学支援金として交付する額として府が別に定める額(以下この項及び第七条において「支援額」という。)を控除した額 ロ 保護者等の所得割合算額が十五万四千五百円以上二十五万千円未満の生徒にあつては、授業料の額から支援額及び二十万円を控除した額 ハ 保護者等の所得割合算額が二十五万千円以上三十万四千二百円未満の生徒にあつては、授業料の額から支援額及び四十六万円を控除した額 3 保護者等の扶養親族である子(十八歳未満の子又は高等学校等若しくは大学等に在学する子に限る。次項において同じ。)が二名の生徒の補助限度額については、前項ロの「二十万円」とあるのは「十万円」と、同項ハの「四十六万円」とあるのは「三十万円」とする。 4 保護者等の扶養親族である子が三名以上の生徒の補助限度額については、第二項ロの「二十万円」とあるのは「十万円」と、同項ハの「四十六万円」とあるのは「二十万円」とする。</p>

様式第2号 (第3条関係)

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書
(略)

- 2 (略)
- (1) 教育力の向上に向け、特色づくり、魅力づくり、特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- (2) (略)
- (3) 授業料(授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目のいかにんを問わず、原則として私立高等学校等に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの(P.T.Aの会費その他私立高等学校等の設置者以外の者が管理する費用及び修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用を除く。以下同じ。)その他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- (4) 授業料を大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付条例第4条第2項の標準授業料の額(以下「標準授業料」という。)以下に設定すること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が知事が別途定める額である者に対して、私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- (5) (略)
- (6) 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に規定する各種学校については、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育を行うとともに、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付条例第3条第3項第6号に該当すること。

第七條 (補助単価及び補助金の額)
(略)

- 2 (略)
- 3 省令第七條第三項又は第四項の規定により、同条第二項に規定する履修科目の全ての単位を合算することができない場合の学び直し支援額については、第一項の規定にかかわらず、「授業料の額に学び直し支援額を加算して得た額から履修科目の全ての単位に係る授業料の額を控除して得た額」と読み替えるものとする。
- 4 (略)

様式第2号 (第3条関係)

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書
(略)

- 2 (略)
- (1) 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくり、特色づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- (2) (略)
- (3) 授業料(授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、P.T.A会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用を除く。以下同じ。)とその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- (4) 授業料を知事が別途定める標準的な授業料(以下「標準授業料」という。)以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が知事が別途定める額である者に対して、当該高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- (5) (略)
- (6) 高等学校等のうち、法第2条第1項第5号に規定する各種学校については、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育を行うとともに、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付条例第3条第6号に該当すること。

第七條 (補助単価及び補助金の額)
(略)

- 2 (略)
- 3 省令第七條第三項又は第四項の規定により、同条第二項に規定する履修科目の全ての単位を合算することができない場合の学び直し支援額については、同項の規定にかかわらず、「授業料の額に学び直し支援額を加算して得た額から履修科目の全ての単位に係る授業料の額を控除して得た額」と読み替えるものとする。
- 4 (略)

様式第4号の2 (第8条関係)

		学校整理欄		(略)	(略)
				(略)	(略)
		区分 (7～3月)		(略)	(略)
授業料支援申請書 (略)					
(略)	(略)				
就学 受給	支 援 金 者	(略)	国制度による就学支援金の受給を受けている。 (※支給されていない場合には、対象とならない場合があります。)		

様式第4号 (第8条関係)

		学校整理欄		(略)	(略)
				(略)	(略)
		区分 (7～3月)		(略)	(略)
授業料支援申請書 (略)					
(略)	(略)				
就学 受給	支 援 金 者	(略)	国制度による就学支援金の受給を受けている。 (※支給されていない場合には、対象とならない場合があります。)		

様式第4号の2 (第8条関係)

		学校整理欄		(略)	(略)
				(略)	(略)
		区分 (7～9月)		(略)	(略)
授業料支援申請書 (略)					
(略)	(略)				
就学 受給	支 援 金 者	(略)	国制度による就学支援金の受給を受けている。 (※支給されていない場合には、対象とならない場合があります。)		

様式第4号 (第8条関係)

		学校整理欄		(略)	(略)
				(略)	(略)
		区分 (7～9月)		(略)	(略)
授業料支援申請書 (略)					
(略)	(略)				
就学 受給	支 援 金 者	(略)	国制度による就学支援金の受給を受けている。 (※支給されていない場合には、対象とならない場合があります。)		

様式第4号の3（第8条関係）

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">学校整理欄</td> <td style="width: 100px;">(略)</td> <td style="width: 100px;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分（7～3月）</td> <td>A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2</td> </tr> </table>		学校整理欄	(略)	(略)		(略)	A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2		区分（7～3月）	A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2
学校整理欄	(略)	(略)								
	(略)	A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2								
	区分（7～3月）	A・B・C・D1・D2・D3・E1・E2								
<p>授業料支援申請書 (略)</p>										
(略)	(略)	(略)								
就学支援金受給者	(略)	国制度による就学支援金の受給を受けている。 (※支給されていない場合には、対象となります。)								
(略)	(略)	保護者等（父母）の扶養親族である子（18歳未満の子又は高等学校等若しくは大学等に在学する子に限る。）が2人以上いる世帯に該当するため、在学（在学）証明書及び健康保険証の写し等を提出します。								
(略)	(略)	(略)								

様式第4号の3（第8条関係）

<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 100px;">学校整理欄</td> <td style="width: 100px;">(略)</td> <td style="width: 100px;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>A・B・C・D1・D2・E</td> </tr> <tr> <td></td> <td>区分（7～9月）</td> <td>A・B・C・D1・D2・E</td> </tr> </table>		学校整理欄	(略)	(略)		(略)	A・B・C・D1・D2・E		区分（7～9月）	A・B・C・D1・D2・E
学校整理欄	(略)	(略)								
	(略)	A・B・C・D1・D2・E								
	区分（7～9月）	A・B・C・D1・D2・E								
<p>授業料支援申請書 (略)</p>										
(略)	(略)	(略)								
就学支援金受給者	(略)	国制度による就学支援金の受給を受けている。 (※支給されていない場合には、対象となります。)								
(略)	(略)	保護者等（父母）に扶養される私立高校生等が3人以上いる世帯に該当するため、在学（在学）証明書及び健康保険証の写し等を提出します。								
(略)	(略)	(略)								

